

『新基本法コンメンタール 債権2』

第1刷 訂正表

2020年10月6日

第1刷「執筆者紹介」において、後藤巻則先生と後藤元伸先生のご所属を入れ違えていました。
正しくは、以下のとおりです。

後藤 巻則(ごとう・まきのり) ……………早稲田大学大学院法務研究科教授

後藤 元伸(ごとう・もとのぶ) ……………関西大学政策創造学部教授

お詫びして訂正いたします。後藤巻則先生と後藤元伸先生には、大変申し訳ございませんでした。

2026年5月27日更新

第1刷に以下の誤りがございました。お詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

箇所	第1刷	第2刷(修正後)
60頁右段 2行目~4行目 (第545条)	権利者から他人物買主に対する不当利得返還請求に対しては、 <u>買主は</u> 189条に基づいて善意占有者の抗弁を用いることができる。	権利者から他人物買主に対する不当利得返還請求に対しては、 <u>善意の買主は</u> 189条に基づいて善意占有者の抗弁を用いることができる。
60頁右段 18行目~20行目 (第545条)	196②ではなく、583②ただし書や299②ただし書 <u>による</u> とする	196②ではなく、583②ただし書や299②ただし書 <u>と同様に</u> する
61頁右段 23行目~26行目 (第545条)	例えば、AがCへの権利移転を認めて協力し、ABC間に中間省略登記の合意がある場合について、Aが <u>B</u> の登記欠缺を主張することは信義則に反するとした判例がある	例えば、AがCへの権利移転を認めて協力し、ABC間に中間省略登記の合意がある場合について、Aが <u>C</u> の登記欠缺を主張することは信義則に反するとした判例がある
79頁右段 32行目~33行目 (複数契約の解除)	……第65回会議(部会資料集2集10巻81-84頁)において審議された。	……第65回会議(部会資料集2集10巻81-8 <u>3</u> 頁)において審議された。

<p>80 頁左段 14 行目～16 行目 (複数契約の解除)</p>	<p>……複数契約の解除を条文において一般的に認めることは難しい、などの指摘があった (部会資料 68A、部会資料 3 集 2 巻 561 頁)。</p>	<p>……複数契約の解除を条文において一般的に認めることは難しい、などの指摘があった (部会資料 68A、部会資料 3 集 2 巻 560-561 頁)。</p>
<p>80 頁右段 11 行目～16 行目 (継続的取引)</p>	<p>……第 20 回会議 (部会資料集 1 集 1 巻 147-171 頁)、第 24 回会議 (部会資料集 1 集 5 巻 256-263 頁)、第 60 回会議 (部会資料集 2 集 9 巻 27-38 頁)、第 69 回会議、第 71 回会議 (部会資料集 2 集 11 巻 73-84 頁、176-177 頁) において、審議された。</p>	<p>……第 20 回会議 (部会資料集 1 集 5 巻 147-171 頁)、第 26 回会議 (部会資料集 1 集 6 巻 256-263 頁、369-370 頁)、第 60 回会議 (部会資料集 2 集 9 巻 29-42 頁)、第 69 回会議、第 71 回会議 (部会資料集 2 集 11 巻 73-84 頁、176-178 頁) において、審議された。</p>